



薬食安発1122第7号
平成23年11月22日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長



抗インフルエンザウイルス薬の使用上の
注意に関する注意喚起の徹底について

抗インフルエンザウイルス薬投与後の異常行動の発現につきまして、平成23年11月2日に開催された薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008fcs.html#shingi27>)
において、新たに得られた情報も踏まえ評価され、これまでと同様の注意喚起を引き続き徹底することが適当とされました。

このため、厚生労働省ホームページの「2011-2012 今冬のインフルエンザ総合対策」専用サイトの一般の方向けの「インフルエンザQ&A」で異常行動について別紙の内容の注意喚起を実施するとともに、関係製造販売業者あて、これまでと同様の注意喚起を引き続き徹底するよう指示しましたのでお知らせします。

なお、貴職におかれても、これらのQ&Aを活用し、インフルエンザ罹患時の対応についての注意喚起に御協力いただけますよう、お願いします。